

基本条項（日本）

本基本条項は、オーダーに記載されたシーメンスの法人（以下「シーメンス」という。）と当該オーダーを承諾したお客様（以下「お客様」という。）との間で合意されます。本基本条項は、適用する補足条項と併せて、「本契約」を構成します。

本契約における用語の意味は、本書の末尾で定義されています。

契約の構成



商務条件

1. シーメンスの提供物

1.1. 納入方法

シーメンスは、オーダーに記載のとおり提供物を納入し、請求するものとします。シーメンスは、提供物を段階的又は分割して納入することができ、その場合は請求もそれに応じて行えるものとします。

1.2. 提供物のアップデート

シーメンスは、提供物に対してアップデートを発行することができ、お客様は、当該アップデートのインストールについて責任を負うものとします。シーメンスは、アップデートが一般に利用可能となった際にお客様に通知するため商業的に合理的な努力を行うものとします。シーメンスのウェブサイトに掲載される情報は、十分な通知とみなされます。お客様又は第三者に差し迫った損害の危険がある場合、シーメンスは、事前通知なしに、リモートアクセスその他の手段によりアップデートを自動的にインストールすることができるものとします。

シーメンスは、法令により要求される範囲を除き、現行バージョンではない提供物のサポートを行わないこと、又はそれらについてアップデートを行わないことを選択することができるものとします。

1.3. サイバーセキュリティ

シーメンスは、the Charter of Trust (<https://www.charteroftrust.com/>)のメンバーとして、当該アライアンスが掲げるサイバーセキュリティ原則を推進します。

シーメンスは、オーダーに記載又は参照される提供物の説明に明記されている場合を除き、提供物がセキュア（安全）であることを保証しません。

シーメンスは、セキュリティ勧告を含む追加情報を、<https://www.siemens.com/cert>にて提供します。

2. 支払、利息、税金等

2.1. 支払条件

お客様は、オーダー記載価格（に加えて、合理的且つ検証可能な出張費及び雑費並びに該当する場合は税金等も支払い対象とする。）を、請求書の日付から**30日以内**に、控除又は相殺なしで支払うものとします。お客様が請求書に異議を唱える場合、異議のない部分については支払わなければなりません。

2.2. 利息

シーメンスは、支払期限を超過した金額に対して、月率**1.5%**又は法令で認められる最高利率のいずれか低い方の利率で利息を請求する権利を有します。

2.3. 税金

オーダーに記載の全ての価格及び費用は、税金等を含みません。お客様は、提供物の提供、又はお客様による提供物の使用若しくは受領に関して、政府当局によって課される適用税金等をシーメンスに支払うか、又はシーメンスに返金するものとします。

お客様が付加価値税、売上税又は類似の税金の免税を受ける場合、有効且つ適時に署名された免税証明書、直接支払許可証、又はその他政府承認の文書を提供しなければなりません。

お客様が法令により税金等を控除又は源泉徴収する義務を負う場合、お客様は、シーメンスが請求書に記載した額を受領できるよう、支払額を増額するものとします。お客様は、税金等を支払った又は源泉徴収したことを確認する全ての税務領収書を速やかに提供しなければなりません。

3. 変更

3.1. 変更依頼

お客様がシーメンスに変更依頼を送付した場合、シーメンスはお客様に以下を提示するものとします。

- a. 価格見積もり。
- b. スケジュールへの影響。
- c. オーダーに対するその他必要な変更。

3.2. 変更の効力

変更は、お客様及びシーメンスが書面で承諾した時点で効力を生じます。

3.3. 法令及び基準の変更

3.3.1. **調整を行う権利。**シーメンスは、以下のいずれかがオーダーの発効日以降に発行又は変更され、それにより追加の要件又は費用が発生した場合、当該オーダーに合理的な調整を行う権利を有するものとします。

- a. 法令、規制、裁判所の判決、決定、又は公的機関による指針。
- b. 技術基準又は実務規範。
- c. お客様の施設規則。

この場合、シーメンスは、その旨をお客様に通知するものとします。

3.3.2. 調整の種類。前項の調整には、例えば以下が含まれます。

- a. 提供物のスケジュール及びスコープ（範囲）の変更（必要に応じて）。
- b. 追加費用を反映するためのシーメンスの価格変更。

3.4. 同等手段による履行

シーメンスは、合意済の機能が不利益に変更されない場合、オーダーに定められた方法又は材料と技術的に同等な方法又は材料を用いて提供物を提供することができるものとします。

4. お客様の義務

4.1. お客様提供事項の提供

お客様は、以下の各号を行わなければなりません。

- a. お客様提供事項の性能及び相互運用性について責任を負うこと。
- b. 必要な全ての同意及びライセンスをお客様の費用で取得すること。
- c. シーメンス、その関連会社及びそれらの下請業者に対するお客様提供事項の使用権及びアクセス権の付与を確保すること。

4.2. 合理的な調整

お客様が以下のいずれかに該当する場合、シーメンスは、遅延又は合理的な追加費用を補うために、オーダー（スケジュール及び価格を含む。）に対して合理的な調整を行う権利を有するものとします。

- a. オーダーに従ってお客様提供事項を提供しないこと。
- b. 本第4条又は該当する補足条項に定められた義務を履行しないこと。

4.3. 提供物の使用

お客様は、提供物の使用から得られる結果及び結論について単独で責任を負うものとします。

4.4. セキュリティ及び安全性

お客様は、以下の各号について責任を負うものとします。

- a. 自身のインフラ、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア、システム、データ及びインターフェースのセキュリティ。
- b. データを保護し復旧するための適切な措置を講じること（バックアップコピーの維持を含む。）。
- c. 現場における人の安全。

4.5. リバースエンジニアリングの禁止

お客様は、法令により義務付けられている場合又はオーダーで認められている場合を除き、提供物又はその一部をリバースエンジニアリング、デコンパイル、又は複製することはできません。

5. シーメンスの使用権

シーメンス、その関連会社及びそれらの下請業者は、以下の各号を行うことができるものとします。

- a. お客様がシーメンスに提供するシーメンスの提供物に関するコメント又はフィードバック（変更や改善の提案、サポート依頼、エラー修正を含む。）を、目的を問わず、永続的に、自己のリスクで使用する。
- b. 提供物に関連してシーメンスが収集するデータを製品及びサービスの提供、開発及び改善並びにお客様に対するそれらのマーケティングの為に使用すること。
- c. お客様が書面で異議を唱えない限り、ウェブサイト及びマーケティング資料において、一般的な顧客リストの一部としてお客様のことを名称又はロゴにより表示すること。

追加ソフトウェア条項

6. コード形式

ソフトウェアを含む提供物は、適用の補足条項においてソースコードの提供が定められている場合を除き、実行可能形式又はオブジェクトコードで提供されます。サードパーティー条項により、シーメンスがサードパーティー・テクノロジーのソースコードを提供することが求められる場合、シーメンスは以下の各号の条件を満たした場合にこれを提供するものとします。

- a. 書面による請求。
- b. 合理的な費用の支払い。

7. シーメンスソフトウェア条項

シーメンスソフトウェアには、オーダーに記載された補足条項が、追加で適用されます。

8. サードパーティー条項

8.1. オーダーとの抵触

オーダーの条件と抵触する場合、サードパーティー・テクノロジーに関しては、サードパーティー条項が優先します。

8.2. オープンソースソフトウェアとシーメンスソフトウェアの接続

オープンソースソフトウェアのサードパーティー条項が当該オープンソースソフトウェアと提供物に含まれるシーメンスソフトウェアとの接続に基づき、その使用权をお客様に付与する範囲においては、当該サードパーティー条項が、当該シーメンスソフトウェアに関して優先します。

秘密保持及びコンプライアンス

9. 秘密保持

9.1. 保護及び使用

受領当事者は、以下の各号を遵守するものとします。

- a. 自らの情報を保護するために用いる手段と同等の手段（常に少なくとも合理的な手段）により秘密情報を保護すること。
- b. オーダーの目的に必要な場合又は本契約において別途認められている場合に限り秘密情報を使用すること。

9.2. 限定的な開示

受領当事者は、

- a. 以下のいずれかに該当する場合にのみ、秘密情報を開示するものとします。
 - 当該情報を知る必要がある自らの従業員及び関連会社の従業員、代理人、アドバイザー並びに請負業者に対する場合。
 - 開示当事者の同意を得た場合。
- b. 前号の場合、全ての受領者が本契約と同等に厳格な秘密保持義務を負うことを確保しなければなりません。

9.3. 返却及び取扱い

開示当事者が要求した場合、受領当事者は、全ての秘密情報を返却又は破棄するものとします。法令により保持が必要なコピー又は電子機器の定期的なバックアップの一部として作成されたコピーについてはこの限りではなく、受領当事者はこれらを保持することができますが、引き続き秘密として保持しなければなりません。

シーメンスは、オーダーの履行中に得ることがあるその従業員の記憶に自然と残る一般的な専門知識、ノウハウ、アイデア、概念及び技法等の残留知識を条件又は制限なく使用することができるものとします。

9.4. 法令による開示

政府機関又は法令により要求される場合、受領当事者は秘密情報を開示することができます。ただし、以下の各号を行うことを条件とします。

- a. 法令が許す限り、開示当事者に速やかに書面で通知すること。
- b. 開示範囲を制限するために開示当事者と協力すること。

9.5. 例外

上記の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する情報には適用されません。

- a. 受領当事者による本契約の違反なしに、公知となった又は公知である情報。
- b. 開示当事者以外の情報源から受領当事者が入手した情報（当該情報が秘密であると信じる理由がない場合）。
- c. 受領当事者が秘密保持義務なしに既に保有していた情報。
- d. 秘密情報を使用せずに受領当事者が独自に開発した情報。

10. データ保護

お客様及びシーメンスは、適用されるデータ保護に関する法令を遵守するものとします。

11. 外国貿易

11.1. 外国貿易規制遵守

お客様は、本契約の対象となる全ての提供物に関し、全ての外国貿易規制を遵守するものとします。

11.2. 提供物に関する輸出事前確認

お客様は、提供物に関して第三者との取引を行う前に、以下の各号を確認するものとします。

- a. お客様による提供物の使用、移転、又は配布が外国貿易規制に抵触せず、またこれを回避するものでもないこと。
- b. 提供物が、禁止又は無許可の非民生目的（例：兵器、核技術、その他の防衛及び軍事用途）での使用を意図されていないこと。
- c. お客様が、当該取引に関与する全ての当事者について、外国貿易規制に基づく制裁対象者リストとの照合を実施したこと。

11.3. ロシア及びベラルーシへの（再）輸出禁止

お客様は、以下の各号を遵守するものとします。

- a. 提供物を、ロシア若しくはベラルーシに対し、又はこれらの国において使用するために、直接又は間接に（例：ユーラシア経済連合（EAEU）加盟国経由）、販売、輸出又は再輸出しないこと。
- b. 本（再）輸出禁止の目的が第三者により阻害されないよう最大限の努力を払うこと。
- c. 本（再）輸出禁止の目的を阻害する第三者の行動を検知する為に適切な監視メカニズムを維持すること。

11.4. 半導体開発

お客様は、シーメンスの事前の書面による承諾を得ることなく、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）又は米国輸出管理規則（15 C.F.R. §§744.23及び772.1）に基づき制限されるその他の仕向地に所在し、「先端ノード集積回路」の製造に関与する施設において製造される集積回路の設計、開発又は製造のために、提供物を使用しないものとします。

11.5. 必要情報

お客様は、以下の各号を速やかに行うものとします。

- a. 第11.3条の適用に関して問題が生じた場合、その旨をシーメンスに通知すること。
- b. シーメンスの要求に応じて、以下に関する情報を提供すること。
 - ユーザー、使用目的及び使用場所
 - 提供物の最終仕向地
 - お客様及びそのユーザーによる本第11条の遵守状況

お客様がシーメンスに開示しようとする情報が、防衛関連である場合又は特別なデータ取扱いを必要とする場合、お客様は、事前にシーメンスに通知し、シーメンスが指定する開示ツール及び開示方法を使用するものとします。

11.6. 留保及び停止

- 11.6.1. 留保。シーメンスは、オーダーの履行が以下のいずれかにより妨げられる場合、当該オーダーを履行する義務を負わないものとします。

- a. 国内又は国際的な外国貿易問題に起因する障害。
- b. 税関要件に起因する障害。
- c. 外国貿易規制。

- 11.6.2. 停止。外国貿易規制により必要とされる場合、シーメンスは、お客様又はお客様のユーザーによる提供物へのアクセスを制限又は停止することができます。

11.7. 外国貿易規制違反

本第11条への違反は、オーダーの重大な違反とみなされます。

契約の停止及び終了

12. 停止

12.1. 停止権

シーメンスは、以下のいずれかに該当する場合、書面による通知をもって、オーダーに基づく自らの義務の履行を停止することができるものとします。

- a. お客様の支払いが15日を超えて遅延している場合。
- b. お客様が、合理的な猶予期間が経過した後も、オーダーに従って必要なお客様提供事項を提供しない場合。
- c. お客様がその他オーダーに重大な違反をした場合。

12.2. 停止期間中の支払い

シーメンスが履行を停止した場合、お客様は以下の各号を支払うものとします。

- a. 停止発効日より前に納入された提供物に関する、オーダー記載価格（に加えて、合理的且つ検証可能な出張費及び雑費並びに該当する場合は税金等も支払い対象とする。）。
- b. 停止に起因して発生した合理的な費用及び経費。

12.3. スケジュールの調整

シーメンスが履行を再開する場合、シーメンスは、停止したことを合理的に考慮して、影響を受けた全てのスケジュールを調整するものとします。理由を問わず、停止が15日間続いた場合、シーメンスは人員を再配置することができるものとします。

13. 契約の終了

13.1. 終了権

お客様又はシーメンスは、相手方が以下のいずれかに該当する場合、書面による通知をもって、オーダーを終了することができるものとします。

- a. 倒産事由に該当した場合。
 - b. 重大な違反をし、その旨の通知から30日以内に是正しない場合。
- オーダーを遡及的に解除する権利及び契約解除に伴う原状回復義務は排除されます。

13.2. お客様による終了時の支払い

お客様が第13.1条に基づきオーダーを終了した場合、お客様は、終了発効日より前に納入された提供物に関する、オーダー記載価格（に加えて、合理的且つ検証可能な出張費及び雑費並びに該当する場合は税金等も支払い対象とする。）を支払うものとします。

13.3. シーメンスによる終了時の支払い

シーメンスが第13.1条に基づきオーダーを終了した場合、お客様は、以下の各号に記載のものを支払うものとします。

- a. 提供物に関するオーダー記載価格（に加えて、合理的且つ検証可能な出張費及び雑費並びに該当する場合は税金等も支払い対象とする。）から、終了により回避された支出を控除した額。
- b. 当該終了に起因してシーメンスが負担した合理的な費用及び経費。

13.4. 存続条項

基本条項のうち、以下の条項はオーダー終了後も存続するものとします。第1.3条（サイバーセキュリティ）、第2条（支払、利息及び税金等）、第4.4条（セキュリティ及び安全性）、第4.5条（リバースエンジニアリングの禁止）、第5条（シーメンスの使用権）、第9条（秘密保持）、第11条（外国貿易）、第13.2条（お客様による終了時の支払い）、第13.3条（シーメンスによる終了時の支払い）、第14条（知的財産権侵害）、第15条（責任）、第17条（準拠法及び紛争解決）

請求、責任及び紛争解決

14. 知的財産権侵害

14.1. シーメンスによる侵害に対する請求

侵害請求があった場合、シーメンスは以下の各号を行うものとします。

- a. シーメンスの費用負担で当該侵害請求を防御すること。
- b. 管轄裁判所がお客様に対して最終的に裁定した損害賠償額又はシーメンスの同意に基づく和解により合意された損害賠償額を支払うこと。

14.2. 救済措置

侵害請求があった場合、シーメンスは、自らの選択と費用負担により、以下いずれかの救済措置を講じることができるものとします。

- a. お客様が提供物の使用を継続するための権利を取得すること。

- b. 提供物を侵害しない状態となるように修正すること。
- c. 提供物の侵害部分を交換すること。

但し、b及びcの場合、提供物の機能性に重大な影響を与えない範囲で行うものとします。

14.3. 返金

14.3.1. **返金条件。**第14.2条に定める救済措置が商業的に合理的な費用で実施できない場合、

- a. シーメンスは、当該提供物に関するオーダー（ライセンスを含む。）を終了することができ、
- b. お客様は、提供物の侵害が疑われる部分に関して第14.3.2条（返金額）に記載のとおり返金を受けることができます。但し、シーメンスからの通知を受け取った後、お客様が以下の条件を満たす場合に限りです。
 - 提供物の侵害が疑われる部分の使用を中止すること。
 - 所有する提供物の関連部分を全て返却すること。

14.3.2. **返金額。**返金額は、以下のとおりです。

- a. ハードウェア又は永久ライセンスが付与されたソフトウェアの場合、償却期間（初回納入から60か月間）の残存期間相当額。
- b. サブスクリプションサービス又は期間ベースのライセンスの場合、その契約期間の残存期間相当額。
- c. その他の提供物の場合、提供物の侵害部分に関する前払い価格の返金。

14.4. 非認諾

お客様が、侵害の疑いがある提供物（又はその一部）の使用を中止する場合、第三者請求者に対し、かかる使用の中止は侵害を認めるものではない旨を文書で通知するものとします。

14.5. 前提条件

本第14条に基づく防御又は救済措置は、お客様が以下の各号をシーメンスに対して行うことを条件とします。

- a. 侵害請求について速やかに書面で通知すること。
- b. 要求された全ての情報（お客様による提供物の使用に関するものを含む。）及び侵害請求に関連する合理的な協力を提供すること。
- c. 侵害請求の防御又は和解に関する単独の権限を付与すること。

14.6. お客様の事前同意

シーメンスは、お客様の事前の書面による同意なしに、お客様に代わって責任を認めたり義務を負担したりしないものとします。お客様は、当該同意を不合理に差し控えたり、遅延させたりしないものとします。

14.7. 除外事項

シーメンスは、侵害請求が以下のいずれかに起因する場合、本第14条に定める責任又は義務を負わないものとします。

- a. シーメンスが提供した、侵害の疑いのある提供物と実質的に同じ機能を果たす代替品、修正、パッチ又は新バージョンの提供物を使用しなかったこと。
- b. シーメンスが提供していないソフトウェア、機器、製品又はその他のものと組み合わせた提供物の使用。
- c. 無償で提供された提供物の使用。
- d. シーメンスが行わなかった提供物の調整、変更又は構成。
- e. お客様の指示、要求、仕様及びお客様提供事項。
- f. シーメンスが認めていない目的又は方法での提供物の使用。
- g. サービスの結果として生じた成果物。

h. シーメンス又はその代理人が提供していない情報又はデータ。

14.8. お客様による侵害に対する請求

お客様提供事項が知的財産権を侵害しているとの請求に基づき、シーメンス又はその関連会社に対して何らかの申し立てがなされた場合、第14.1条、第14.2条、第14.5条及び第14.6条に定める義務は、シーメンス及びその関連会社に有利となるよう、お客様に対して相互に適用されます。

14.9. 排他的救済

本第14条は、第三者の知的財産権侵害に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任及びお客様の唯一且つ排他的な権利及び救済を定めるものであり、本条に定める以外にシーメンスは第三者の知的財産権侵害に対して責任を負わないものとします。

15. 責任

15.1. 本条の適用範囲（排他的責任）

本第15条は、契約、法令、不法行為（過失を含む。）その他のいかなる法的根拠に基づくかを問わず、全ての請求、費用、損害及び補償に対するシーメンスの唯一且つ排他的な責任を定めるものであり、本契約及びオーダーに定めるその他のシーメンスの責任への制限又は免除に加えて適用されます。

15.2. 制限の適用範囲

本契約及びオーダーに定める責任への制限及び免除は、

- a. 以下のものに適用されます。
 - シーメンス。
 - シーメンスの関連会社。
 - シーメンスの役員、取締役、ライセンサー、下請業者、従業員及び代表者。
- b. 適用法により責任を制限又は免除できない場合（例：人身傷害又は死亡）は、その範囲において適用されません。

15.3. 責任の制限

- 15.3.1. 継続課金型提供物の場合、1契約年内に発生した事象に関する、オーダーに基づく又はオーダーに関連した全ての請求に対するシーメンスの責任の総額は、当該契約年に当該継続価格提供物に対してオーダーに基づき支払われた総額を上限とします。
- 15.3.2. 非継続課金型提供物の場合、オーダーに基づく又はオーダーに関連した全ての請求に対するシーメンスの責任の総額は、当該その他の提供物に対して支払われた総額を上限とします。

15.4. 責任の免除

- 15.4.1. 期間制限。お客様によるいずれの請求も、適用法令により異なる期間が定められている場合を除き、請求原因となる事象の発生日から2年を経過した後は認められないものとします。
- 15.4.2. 免責条項。予見可能であるかにかかわらず、シーメンスは、以下のいずれについても責任を負わないものとします。
 - a. 間接的、付随的、結果的、特別、又は懲罰的損害。
 - b. 生産損失。
 - c. 業務の中断。
 - d. 使用機会の喪失。
 - e. データの喪失又は毀損。
 - f. 第三者からの契約上の請求。
 - g. 収益、利益、資本及び利息の喪失、又は期待された節約の喪失。
 - h. 無償で提供された提供物。

16. 不可抗力

16.1. 責任の免除

いずれの当事者も、当該当事者又はその仕入先若しくは下請業者の合理的支配を超える事由に起因する、履行の不能又は遅延（但し、支払債務に関連するものは除く。）について、相手方に対して責任を負わないものとします。影響を受ける当事者は、合理的に可能な限り速やかに、その旨を相手方に通知するものとします。

16.2. 期間調整

不可抗力事由により影響を受けるオーダー上のスケジュールは、合理的に調整されるものとします。

16.3. 終了権

不可抗力事由が180日を超えて継続する場合、いずれの当事者も当該オーダーを終了することができます。この場合、お客様は、終了日までに提供された提供物に対する対価をシーメンスに支払うものとします。

17. 準拠法及び紛争解決

17.1. 準拠法

本契約及びオーダーは、日本法（法の抵触に関する規定を除く。）に準拠します。

国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は、本契約及びオーダーには適用されません。

17.2. 紛争解決

本契約又はオーダーに起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

一般条項

18. 書面形式及び通知

別途定めがある場合を除き、「書面」には電子メールを含みます。終了通知は、該当のオーダーに記載された住所宛に郵送で送付しなければなりません。

19. 修正

オーダー及びその修正は、両当事者が署名（手書き又はシーメンスが指定する電子システムによる署名）した場合にのみ有効となります。

20. 制限なし

秘密保持義務に従う限り、オーダーのいかなる規定も、シーメンスが第三者に対し、お客様に提供するサービスと同一又は類似のサービスを提供することを制限しません。

21. 関連会社及び下請業者

シーメンスは、オーダーに基づく義務を履行するため、関連会社及び下請業者を使用することができます。その場合でも、シーメンスは、自らの義務並びに関連会社及び下請業者の義務について責任を負うものとします。

22. 独立した関係

オーダーのいかなる規定も、シーメンスとお客様又はそれぞれの人員との間に、パートナーシップ又は雇用関係を創設するものではありません。

23. 優先順位

オーダー、本基本条項、及び補足条項の間に齟齬がある場合、以下の優先順位が適用します。

- a. オーダー（お客様の取引基本条件は、文書にこれと異なる記載がある場合でも適用除外となります）。
- b. 適用する補足条項。
- c. 本基本条項。

24. 完全合意

オーダーは、その主題に関する完全な合意であり、従前又は同時期のいかなる合意、保証又は表明に優先し、これらを失効させます。

各当事者は、オーダーに記載されていない陳述又は表明（善意又は過失によるかを問わず、但し詐欺によるものを除く。）に基づく救済措置を有しないことに同意します。

オーダー又は本契約について複数の言語版が存在する場合、それらの間に不一致があるときは、英語版が優先するものとします。

両当事者は、オーダーには本契約のみが適用されることに同意します。お客様の発注書又はその他の文書に記載された条件は除外され、これらの文書にこれと反する旨の記載があっても、当該条件はいかなるオーダーにも適用されず、オーダーを補足又は修正することはありません。

25. 譲渡禁止

いずれの当事者も、相手方の書面による同意なく、オーダーに基づく権利又は義務を譲渡又はその他移転（法律の適用又はその他の方法による場合を含む。）することはできません。但し、シーメンスは、関連会社又はオーダーの対象事業の全部又は実質的全部を取得する者にこれらを譲渡することができるものとします。オーダーに別段の定めがない限り、第三者はオーダーのいかなる条項も執行することはできません。

26. 権利の不放棄

オーダーの条項を執行しないことは、権利放棄とはみなされません。

27. 有効性

本契約又はオーダーのいずれかの条項が無効、違法又は執行不能である場合、残りの条項には影響しません。当該条項は、両当事者の当初の意図を反映するよう、適用法に従って書き換えられたものとみなします。

定義

アップデート

アップデート、セキュリティパッチ又はバグ修正を意味します。

お客様提供事項

シーメンスが提供物を履行できるようにするために、お客様（又はお客様の代理人）がオーダーに関連して提供又は実施しなければならない一切の事項を意味します。これには、支援、文書、情報、データ、及び承認が含まれます。

オーダー	注文書（オーダーフォーム）、作業明細書（SOW）又はその他の文書により構成され、提供物及びその価格を定め、本契約を組み込み、自署若しくは電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムにより両当事者が合意した契約を意味します。
外国貿易規制	全ての適用される制裁、禁輸措置、及び（再）輸出管理規制を意味し、いかなる場合においても、欧州連合、米国、及び適用する管轄地域におけるそれらのものを含みます。
関連会社	各当事者について、直接的または間接的に以下のいずれかに該当する法人を意味します。 - 当該当事者によって支配されている - 当該当事者を支配している - 当該当事者を直接的または間接的に支配する法人によって支配されている
継続課金型提供物	サービス契約やサブスクリプション等、継続的に発生する対価を伴う提供物を意味します。
契約年	オーダーの発効日又は翌年以降の同日を起点とする12ヶ月の期間を意味します。
秘密情報	以下の各号を満たす情報を意味します。 - 一方の当事者、その関連会社、又はそれらの下請業者が、他方当事者またはその関連会社に開示する情報。 - 秘密である旨が表示または明言されている情報（又はその性質上合理的な者が秘密であると認識し得る情報） なお、秘密情報には、本契約及びオーダーの内容、提供物、シーメンスに帰属する知的財産、及びお客様が提供物のベンチマークの実施から導き出した情報が含まれます。
サードパーティー・テクノロジー	第三者が別途の条件でライセンスする第三者ソフトウェア、技術及びその他の資料を意味し、オープンソースソフトウェアのコンポーネントを含みます。
サードパーティー条項	サードパーティー・テクノロジーに適用されるライセンス条件を意味し、ドキュメンテーション、補足条項、サードパーティー・テクノロジーのソースコード（該当する場合）、及び/又は「read me」ファイル、ヘッダファイル、通知ファイルその他同様のファイルにて指定されます。
侵害請求	提供物が以下のいずれかを直接侵害していると、第三者がお客様に対して主張する特定の請求、申立てまたは苦情を意味します。 - 米国、中国、日本、欧州特許庁、欧州特許機構加盟国又は欧州連合知的財産庁により発行または登録された特許または商標。 - 著作権 - 営業秘密。
税金等	あらゆる税金、関税、輸入税、その他一切の賦課金を意味します。
非継続課金型提供物	継続的に発生する対価を伴わない提供物を意味します。
知的財産（IP）	ソフトウェア、データ、発明、ノウハウその他一切の専有的な情報又は資料並びにこれらに係る全ての知的財産権及びこれに類するの権利を意味します。
提供物	オーダーにおいて明示的且つ排他的に定められたとおりに、お客様に提供される本ハードウェア、サービス、ソリューション、AIサービス、ソフトウェア又は文書を意味します。
ドキュメンテーション	使用に関するインストラクション、学習教材、技術及び機能ドキュメンテーション、並びに該当する提供物と共に入手可能とされるAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）情報を意味します。これらは、シーメンスによって随時更新されることがあります。
倒産事由	当事者が以下のいずれかに該当することを意味します。 - 破産又は支払不能となったとき。 - 清算手続きに入ったとき。 - 管財命令を受けたとき。 - 債権者との間で和解または債務整理を行ったとき。又は - 管財人、受託者または管理人の下で債権者の利益のために事業を継続したとき。
補足条項	オーダーに添付又は参照される、特定の提供物に適用される追加の条件を意味します。EULA又は類似の名称を有する場合があります。

本ハードウェア

有形の製品、機器、部品、パーツ、及び材料である提供物を意味し、ファームウェアを含む可能性があります。
